

石川県の自動車税(種別割)において
★口座振替制度をご利用中の方へ重要なお知らせ★

口座振替制度をご利用中の方に、次の2点につきましてお知らせいたします。

◆今年度(令和6年度)から◆
口座振替した金額について、おまとめ(合算)記帳を開始します

口座振替後の通帳への記帳につきまして、今年度から「納税通知書兼口座振替案内書」の「税額合計」欄に記載の**金額1件のみを記帳**(おまとめ記帳)させていただくこととなりました。(複数台お持ちの場合も、1件のみの記帳となります)

1台ごとの税額は、同案内書をご覧ください。

- ※ 抹消登録等により税額に変更が生じた場合は、「税額合計」と異なる場合があります。
- ※ 「税額合計」欄の記載額に対して残高不足の場合は、引き落としできません。
再振替はございませんので、前日までに残高の確認をお願いします。
- ※ 同一名義で納税通知書が2通以上届いた場合について
 - ・どちらも「納税通知書兼口座振替案内書」の場合 → 記載の通帳から別々に振替されます。
 - ・どちらかが「納税通知書兼領収証書」の場合 → 口座振替の登録がされていないので、窓口又はキャッシュレス納付をお願いします。
(バーコード及びQRコードが記載されたもの)

◆来年度(令和7年度)から◆
「車検用納税証明書・口座振替済通知書」の送付を廃止します

運輸支局における車検時の納税確認の電子化に伴い、納税証明書が不要であることから、毎年6月中旬に発送している「車検用納税証明書・口座振替済通知書」につきましては、**来年度(令和7年度)以降の送付を廃止**いたします。

口座振替の結果は、預貯金通帳等でご確認ください。
ご理解とご協力をお願いいたします。



◎自動車税(種別割)のキャッシュレス納付をご希望の方について

口座振替ご登録中の方でキャッシュレス納付に変更する場合は、口座振替の廃止の届出が必要です。ご利用中の金融機関窓口で、口座振替「廃止」の手続きをお願いします。(口座解約した場合等にも、別途、県税の口座振替廃止の手続きが必要です)2月末までに手続き完了した場合、翌年度の適用となります。

なお、キャッシュレス納付でも、納税証明書や領収書は送付されません。
詳しくは、石川県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/convenisyuno.html>



【お問合せ先】石川県 総務部税務課 収納管理グループ

TEL:076-225-1273 メールアドレス:cartax@pref.ishikawa.lg.jp